

子ども手当受給者の方へ

「子ども手当」は「児童手当」に代わりました

女性児童課児童福祉係 ☎0824-73-1192

制度内容

「子ども手当」は、本年4月分から「児童手当」に変更して支給されるようになりました。

平成24年3月31日までに申請し、子ども手当の認定を受けている方は、自動的に児童手当の認定が行われるため新たな手続きは必要ありません。

ただし、6月中に現況届の手続きが必要で、対象者の方には5月末に詳しい案内を送付しています。

なお、4・5月分から新たに児童手当を受給する方も6月中に現況届の提出が必要です。

1 支給対象

中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給。

2 支給期間

原則、申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

3 支給月額

- 3歳未満 1万5千円（一律）
- 3歳以上小学校修了前 1万円（第3子以降※ 1万5千円）
- 中学生 1万円（一律）

ただし、児童を養育し、主に家計を担っている方の所得が次表の限度額以上の場合、特例給付として一律で月額5千円を支給します。

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

所得制限限度額（平成24年6月分の手当から適用）

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円

※所得制限について詳しくは女性児童課へお問い合わせください。

4 支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に、前4カ月分をまとめて支給します。

※本年6月は、子ども手当（2・3月分）と児童手当（4・5月分）を支給します。

本年3月31日までに子ども手当の手続きをしない方へ

子ども手当（本年3月分まで）と児童手当（本年4月分から）の両方の手続きが必要です。

子ども手当は、本年9月30日までに手続きすれば、平成23年10月分からの手当を受給できますが、児童手当は申請のあった翌月分からの受給になりますので、早めに手続きをしてください。

本年4月1日以降に本市へ転入した方で、元の住所地で子ども手当の申請をしていない方は、元の住所地での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】

女性児童課児童福祉係

☎0824-73-1192

または各支所市民生活室（西城支所はしあわせ館内）

（公務員の方は、職場で手続きをしてください）

